

危険廃屋解体撤去工事補助金交付までの流れ

市役所に相談



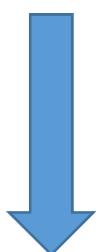
問い合わせ：環境政策課 管理係 ☎22-1060

建物の確認



職員が現地で建物の外観と内観を確認します。危険廃屋と認められた場合は補助事業の対象となります。

申請書の提出



※解体工事着工後の申請については補助の対象になりませんので、必ず解体工事着工前に申請して下さい。

提出していただいた書類を基に審査を行います。(2週間程度)

※市税等の滞納やその他不適格事項があった場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

交付決定



工事着工→完了



※必ず補助金の交付決定を受けてから着工してください。

※対象の工事は補助金の交付を決定した日から4ヶ月以内または当該年度末日のどちらか早い日までに完了してください。

実績報告書の提出



実績報告書を提出していただき、補助対象工事が適正に行われているか審査を行います。(1週間程度)

交付確定



審査で問題が無ければ補助金額を確定します。

請求書の提出



補助金額及び申請者名義の振込先を記入した請求書を提出していただきます。

※通帳の見開き1ページ目のコピーを添付してください。

補助金の交付